

## 鹿児島市ホームページ広告掲載業務に係る仕様書

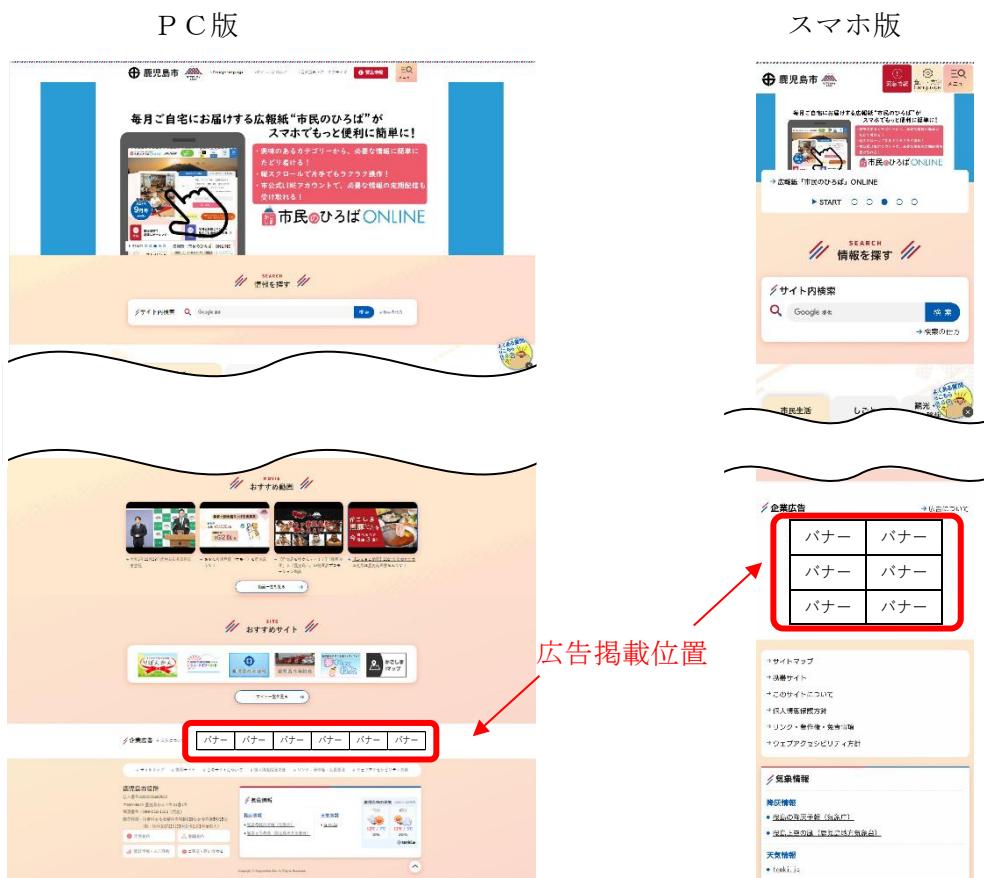
### 1 業務内容

- (1) 本業務は、鹿児島市ホームページに掲載するバナー広告の掲載者の収集、バナー広告の作成、鹿児島市への承認作業及び送付等の一切とする。
- (2) バナー広告を掲載できる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 掲載場所
  - (P C版) 鹿児島市トップページ下部の広告掲載スペース 6枠
  - (スマホ版) 鹿児島市トップページ下部の広告掲載スペース 6枠

※リロードのたびにランダムに掲載順が入れ替わる（本市サーバーを経由してリンクするものである）

※令和7年度の現行トップページのアクセス件数  
約173万件（令和7年12月末現在。月平均約19万件）

#### 【イメージ】



- (4) 1つのバナー広告の掲載期間は、1か月単位とする。
- (5) メンテナンス等によるホームページの公開停止期間及び大規模災害時の災害用トップページ公開期間も掲載期間に含まれるものとする。（大規模災害時は災害用トップページにリンクのある通常版ホームページに広告を掲載する）
- (6) バナー広告のサイズは、縦60ピクセル×140ピクセルとし、枠数は最大6枠とする。
- (7) 掲載までの手順は、下記の「2 広告掲載手順」に従うものとする。
- (8) ファイル形式は、「GIF（アニメーションGIF及び透過GIFは不可）」、「JPEG」又は

「PNG」とし、ファイルの容量は1つのバナー広告につき、6KB以下とする。

(9) 閲覧者の意思に反した動きや誤解を与えるおそれがあるため次の表現は使用しないこと。

ア 画面操作を連想させる表示（「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」など）

イ アラートマーク

ウ ラジオボタン

エ テキストボックス（テキスト入力が可能なように見えるもの）

オ プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

(10) 閲覧者が市の情報であるかのように混同するおそれがある次の表現は使用しないこと。

ア 鹿児島市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。

イ 「市民参画」、「生涯学習」など市政を連想させる分野において閲覧者が市の事業と誤解しやすいもの。

(11) 色調は、文字色と背景色とのコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真及び模様等を使用する場合には、文字が見やすいものとすること。

(12) 文字、写真及びイラスト等の解像度については、鮮明に見えるようにすること。

(13) 視覚に障害のある閲覧者に考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザで読み上げる際の代替情報を付加すること。

(14) 同一広告掲載者の広告を重複して掲載することはできない。

(15) 掲載する内容は、「鹿児島市広告掲載等指針」、「鹿児島市広告掲載等基準」、「鹿児島市ホームページ広告掲載要領」及び「鹿児島市ホームページバナー広告作成基準」に合致するものであること。

(16) 広告の内容に関しては、本業務の落札者が全ての責任を負うものとし、本市は責任を負わない。

## 2 広告掲載手順

(1) 掲載するバナー広告に関する情報（広告掲載者名、掲載期間、リンク先アドレス、広告内容、代替テキスト等）の作成及び必要な添付書類を作成すること。

(2) 広告掲載申込書、バナー広告データ及び添付書類を併せて掲載予定日の前々月末まで（ただし、年度当初分については、令和8年3月6日（金）までとする。）に鹿児島市に提出し、本市の承認を受けること。また、これらの資料は、電子メールによる提出とする。なお、提出する際は、電話にて受信確認を行うこと。

(3) ホームページへの掲載は、鹿児島市において行う。

## 3 担当部署

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市総務局市長室広報課

電話：099-216-1133

電子メール：kouhou@city.kagoshima.lg.jp